# トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」の 生物学的同等性試験

守1) 沖 野 哉 2) 古 大 2) 男 2) 芳 2) /[/ 菅 宏 吉 田 尾 崎 明 久

## Bioequivalence study of

TOSUFLOXACIN TOSILATE Fine Granules 15% 「TAKATA」 for Pediatric

Mamoru Окі<sup>1)</sup>, Katsuya Unno<sup>2)</sup>, Tomohiro Furuya<sup>2)</sup>, Hiroki Kosuge<sup>2)</sup>, Hisao Yoshida<sup>2)</sup>, and Akiyoshi Ozaki<sup>2)</sup>

- 1) Seishukai Clinic
- 2) Department of Clinical Development, TAKATA Pharmaceutical Co.,Ltd.

## 要旨

高田製薬㈱は、オゼックス®細粒小児用 15%(富山化学工業㈱製)のジェネリック医薬品として、トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」を開発した。

トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」について,「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」に従い, 先発医薬品であるオゼックス®細粒小児用 15%を標準製剤として, 溶出挙動の類似性を評価した後, 健康成人男子志願者を被験者とした 2 剤 2 期のクロスオーバー法により両製剤を絶食下単回経口投与し, 投与後 24 時間までの未変化体の血漿中濃度から, 試験製剤と標準製剤の生物学的同等性を評価した。

試験製剤および標準製剤投与後の薬物動態パラメータ(平均値  $\pm$  SD)は,AUC が 2188.60  $\pm$  590.43 および 2316.11  $\pm$  510.27 ng・hr/mL,Cmax が 385.17  $\pm$  125.43 および 371.79  $\pm$  98.65 ng/mL であった。

評価パラメータである AUC<sub>1</sub> および  $C_{max}$  の対数値の平均値の差の 90%信頼区間を求めた結果, AUC<sub>1</sub> が log  $0.8564 \sim log 1.0128$ ,  $C_{max}$  が log  $0.9074 \sim log 1.1268$  であり、いずれも生物学的同等の許容域である log  $0.80 \sim log 1.25$  の範囲にあった。よって、両製剤は生物学的に同等と判断された。以上のとおり、トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15% 「タカタ」は、先発医薬品であるオゼックス®細粒小児用 15%と、臨床上の有効性および安全性に差はないと考えられた。

Key words: Tosufloxacin Tosilate Hydrate, bioequivalence, plasma concentration

#### はじめに

トスフロキサシントシル酸塩水和物は,富山化学 工業㈱において開発されたニューキノロン系抗菌薬 であり、グラム陽性菌、グラム陰性菌、嫌気性菌、 クラミジア・トラコマティス等の広範な菌種に対し 抗菌力を有する。細菌の DNA ジャイレースおよび トポイソメラーゼ IV を阻害することにより殺菌的に

表1 治験薬

項目	試験製剤	標準製剤		
製剤名	トスフロキサシントシル酸塩 細粒小児用 15 %「タカタ」	オゼックス <sup>®</sup> 細粒小児用 15 %		
製造会社	高田製薬㈱	富山化学工業㈱		
表示量		トシル酸塩水和物 150 mg て 102 mg)を含有する		
ロット番号	TX0F04	SK2331		

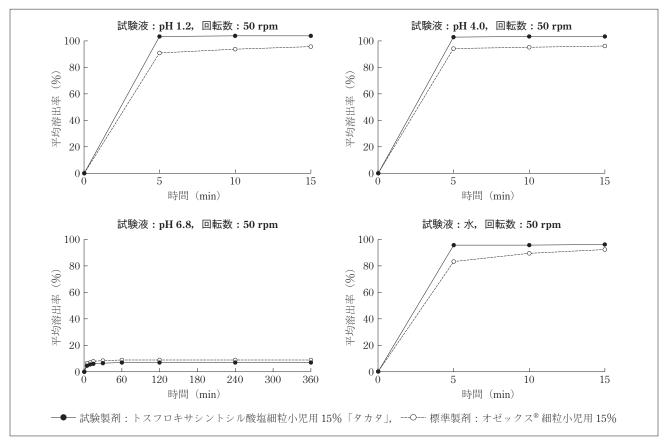


図1 溶出試験における平均溶出曲線 (パドル法,各条件 n = 12)

作用を示し、臨床試験により呼吸器科、泌尿器科、 産婦人科領域等の感染症に有効であることが確認された。また、小児に対しても臨床試験が実施され、 小児肺炎、小児中耳炎等に対して優れた臨床効果を 示し、オゼックス<sup>®</sup>細粒小児用 15%として 2010 年 より発売されている<sup>1)</sup>。

高田製薬㈱は、オゼックス®細粒小児用 15%の ジェネリック医薬品として、トスフロキサシントシ ル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」を開発した。な お、本剤は小児用製剤であることから服用しやすい イチゴ風味となっている。 今回,トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」について,「後発医薬品の生物学的 同等性試験ガイドライン」<sup>2)~5)</sup> (以下,ガイドライン という)に従い,オゼックス<sup>®</sup>細粒小児用 15%との 生物学的同等性を評価した。

## I. 試験方法

# 1. 製 剤

治験薬は表1のものを用いた。試験製剤は実生産ロットの1/10以上の製造スケールで製造された。なお、ガイドラインに従い選択した溶出試験液であ

表2 割り付け

群	被験者数	第Ⅰ期	休薬期間	第Ⅲ期
1	13名	標準製剤	7 日間	試験製剤
2	13 名	試験製剤	/口间	標準製剤

表3 治験スケジュール

	<b>五、</b> 左》				観察•検査項目					
	時刻		薬剤 投与	食事	自覚症状他覚所見	診察	血圧 脈拍数 体温	心電図	臨床検査用 採血・採尿	薬物濃度 測定用採血
入院日	~ 17:00	- 16	(入院)							
	19:00	- 14		0						
	投与前					0	0	0	0	0
	9:00	0	0		随					
	9:10	0.17								0
	9:20	0.33								0
	9:30	0.5			時					0
	9:45	0.75								0
	10:00	1								0
1日目	10:30	1.5								0
1 🗆 🗎	11:00	2								0
	11:30	2.5			観					0
	12:00	3				0	0			0
	13:00	4		0						0
	15:00	6			察					0
	17:00	8								0
	19:00	10		0						
	21:00	12								0
2日目(退院)	9:00	24				0	0	0	0	0

る水を用いて、オゼックス®細粒小児用 15%の 3 ロットについて溶出試験 (パドル法, 50 rpm, 各ロットn=6) を行い、中間の溶出性を示したロットを標準製剤とした。

試験製剤および標準製剤について、pH 1.2 (溶出試験第 1 液)、pH 4.0 (pH 4.0 の薄めた McIlvaine の緩衝液)、pH 6.8 (溶出試験第 2 液) および水を試験液とした溶出試験 (パドル法、50 rpm、各条件 n=12) を実施した。この結果は図 1 に示すとおりであり、いずれの試験条件においても両製剤の

溶出挙動は類似であると判定された。なお,100 rpmで実施すべき溶出試験液において,試験製剤,標準製剤とも50 rpmで30分以内に平均85%以上溶出したことから,ガイドラインに従い,100 rpmの溶出試験を省略した。

# 2. 治験計画

本治験は、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」、当該省令の一部を改正する省令および 関連通知(GCP省令)を遵守し、医療法人社団成 守会 成守会クリニックの治験審査委員会の承認を

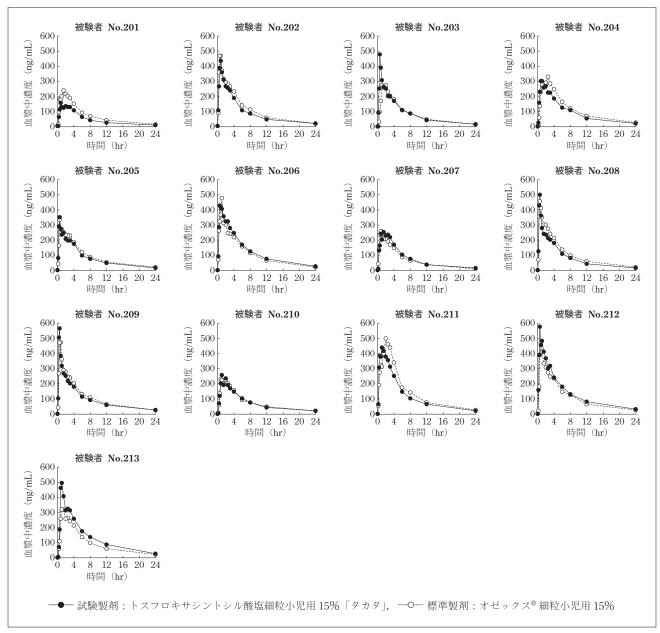


図2 各被験者の血漿中未変化体濃度の推移①

得た治験実施計画書に従って実施した。

#### 3. 被験者

投与前4週間以内に事前健診を実施し、治験責任 医師または治験分担医師が適当と判断した健康成人 男子志願者を被験者とした。なお、被験者には事前 に治験の目的、方法、予測される不利益、その他治 験に必要な事項について説明文書に基づき十分な説 明を行い、全員から本人の自由意思に基づき、文書 による治験参加の同意を得た。

# 4. 投与方法および投与量

被験者 26 名を 1 群 13 名の 2 群に無作為に分け, 各々試験製剤と標準製剤をラテン方格に割り付け た。なお、休薬期間は初回投与後7日間とした(表 2)。

製剤の投与は2剤2期のクロスオーバー法による絶食下単回経口投与とし、投与前日の夕食後から10時間以上絶食させた翌朝の空腹時、試験製剤または標準製剤0.5g[トスフロキサシントシル酸塩水和物75 mg(トスフロキサシンとして51 mg): 先発医薬品の1投与単位〕を水150 mLとともに経口投与した。なお、投与後4時間までは絶食とした。

# 5. 被験者の管理

被験者は投与日の前日(入院日)の17時から投

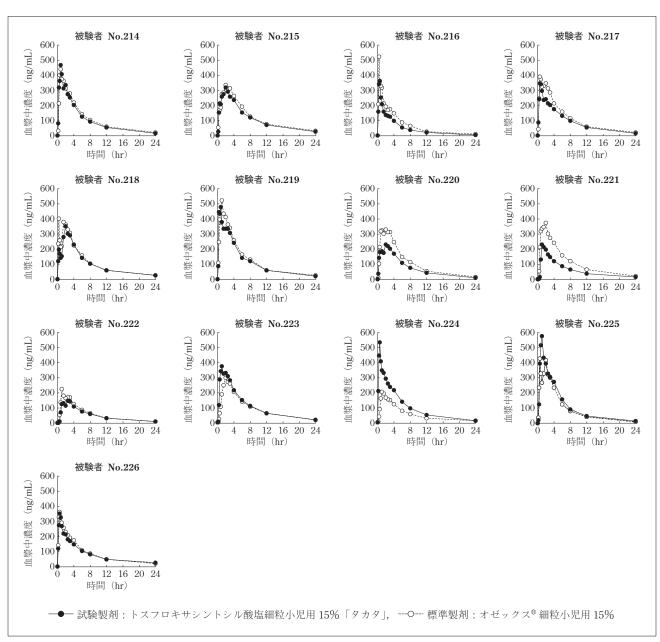


図2 各被験者の血漿中未変化体濃度の推移②

与後 24 時間の検査終了時まで入院とし、治験責任 医師または治験分担医師の管理下においた。入院期間中は、指定されたもの以外の飲食物の摂取を禁止し、第 I 期、第 II 期は同一献立とした。治験の実施中、治験責任医師は被験者の安全に対して十分な監視体制をとり、自覚症状・他覚所見とあわせて治験の進行の是非を確認し、有害事象が発現した場合には治験責任医師または治験分担医師が被験者に適切な処置を施すこととした。

# 6. 臨床観察および検査項目

第Ⅰ期, 第Ⅱ期ともに, 治験スケジュール(表 3) に従い医師の診察, 生理学的検査および臨床検 査を実施した。また、治験実施期間中に発現した自 覚症状および他覚所見については、適宜治験責任医 師または治験分担医師が確認した。

(1) 診 察

問診, 聴診, 触診等

(2) 生理学的検査

血圧(臥位),脈拍数(臥位),体温(腋窩),安 静時12誘導心電図

- (3) 臨床検査
- ① 血液学的検査

白血球数,赤血球数,ヘモグロビン,ヘマトクリット値,血小板数,白血球分画(Neutro,

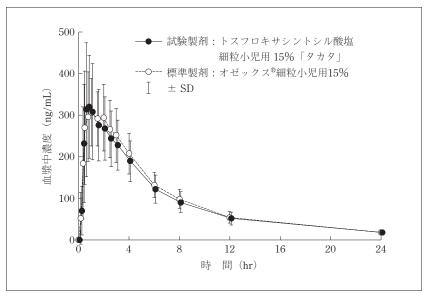


図3 試験製剤および標準製剤投与後の平均血漿中未変化体濃度の推移 (n = 26)

<b>衣4</b> 栄物動態ハジメータ						
パラメータ (単位)		試験製剤	標準製剤			
AUC t	$(ng \cdot hr/mL)$	$2188.60 \pm 590.43$	$2316.11 \pm 510.27$			
$C_{\mathrm{max}}$	(ng/mL)	$385.17 \pm 125.43$	$371.79 \pm 98.65$			
$T_{\text{max}}$	(hr)	$0.96 \pm 0.57$	$1.06 \pm 0.63$			
$AUC {\scriptstyle \backsim}$	$(ng \cdot hr/mL)$	$2370.15 \pm 641.15$	$2503.45 \pm 558.93$			
MRT	(hr)	$6.262 \pm 0.520$	$6.340 \pm 0.470$			
$k_{\mathrm{el}}$	$(hr^{-1})$	$0.1015 \pm 0.0140$	$0.1033 \pm 0.0118$			
t 1/2	(hr)	$6.96 \pm 1.02$	$6.79 \pm 0.75$			

表4 薬物動態パラメータ

平均値 ± SD (n = 26)

Lymp, Mono, Eosino, Baso)

## ② 血液生化学的検査

総蛋白量, 総ビリルビン, AST (GOT), ALT (GPT), AL-P, LDH, γ-GTP, CK (CPK), 総コレステロール, 中性脂肪, 尿酸, 血液尿素窒素, クレアチニン, ナトリウム, カリウム, クロール, 血糖

#### ③ 尿 検 査

蛋白定性, 糖定性, ウロビリノーゲン定性, 潜血反応, 沈渣

## 7. 採血時間および採血方法

投与前,投与後 0.17, 0.33, 0.5, 0.75, 1, 1.5, 2, 2.5, 3, 4, 6, 8, 12 および 24 時間の計 15 回,  $^{\text{CM}}$  ハパリンナトリウム加真空採血管を用い,前腕静脈 からそれぞれ  $^{\text{CM}}$  かに  $^{\text{CM}}$  の血液を採取した。採取した血液は速やかに  $^{\text{CM}}$  、毎分  $^{\text{CM}}$  の回転で  $^{\text{CM}}$  の間遠心分離して血漿を分取し、得られた血漿を分析時まで

- 20℃以下で凍結保存した。

## 8. 血漿中濃度の測定

血漿中の未変化体濃度はLC / MS 法により測定した。本測定法の定量範囲は2~1000 ng/mL であり、分析法バリデーションの結果、選択性、検量線、真度および精度(分析単位内、分析単位間)並びに安定性(短期保存、長期保存、前処理後試料中)等のいずれの項目においても良好な結果が得られた。

#### 9. 生物学的同等性の評価

ガイドラインに従い、以下のとおり評価した。解析は BESTS (㈱ CAC エクシケア製) を用いて実施し、定量下限 (2 ng/mL) 未満の測定値は[0] とした。

# (1) パラメータ

AUC t および C<sub>max</sub> を生物学的同等性の評価パラメータ, T<sub>max</sub>, AUC ∞, MRT および k<sub>el</sub> を参考パラ

表5 評価パラメータの平均値の差と平均値の差の 90%信頼区間

パラメ	ータ	AUC: (対数変換)	C <sub>max</sub> (対数変換)
平均值	の差	log 0.9313	log 1.0112
平均値の差の下側限界値90%信頼区間上側限界値		log 0.8564 log 1.0128	log 0.9074 log 1.1268

表6 参考パラメータの分散分析における製剤間の検定結果

パラメータ	パラメータ T <sub>max</sub> (未変換)		MRT (対数変換)	k el (対数変換)	
p 値	0.4539	0.1599	0.1577	0.2420	

メータとし、別に t 1/2 を求めた。

#### (2) 分散分析

AUC $_{\infty}$ , MRT および  $k_{\text{el}}$  については対数変換データ,  $T_{\text{max}}$  については未変換データにつき,  $2\times2$  ラテン方格法による分散分析を行った。

## (3) 生物学的同等性の判定

試験製剤と標準製剤の AUC および  $C_{max}$  の対数値の平均値の差の 90%信頼区間(非対称、最短区間)が、 $\log 0.80 \sim \log 1.25$  の範囲にあるとき、試験製剤と標準製剤は生物学的に同等と判定することとした。

なお、ガイドラインで規定された溶出試験のすべての試験条件で試験製剤と標準製剤の溶出挙動が類似していると判定されていることから、上記の判定に適合しない場合でも、試験製剤と標準製剤の  $AUC_1$  および  $C_{max}$  の対数値の平均値の差が  $\log 0.90$   $\sim \log 1.11$  の場合には、両製剤は生物学的に同等と判定することとした。ただし、この判定基準を適用するにはガイドラインに規定された条件を満たした場合に限られる。

#### Ⅱ. 試験結果

## 1. 被験者

中止・脱落した被験者はなく、全被験者(26名)を生物学的同等性および安全性の評価対象とした。 なお、被験者 26名の年齢は  $20\sim35$ 歳、体重は  $55.2\sim79.2$  kg、BMI は  $18.8\sim24.8$  であった。

# 2. 薬物動態

試験製剤および標準製剤経口投与後の各被験者の

血漿中未変化体濃度の推移を図2に、平均血漿中未変化体濃度の推移を図3に、薬物動態パラメータを表4にそれぞれ示した。

試験製剤および標準製剤投与後の薬物動態パラメータ(平均値 $\pm$ SD)は、AUC、が 2188.60  $\pm$ 590.43 および 2316.11  $\pm$ 510.27 ng•hr/mL, $C_{max}$  が 385.17  $\pm$  125.43 お よ び 371.79  $\pm$  98.65 ng/mL であった。

## 3. 生物学的同等性の評価

評価パラメータ(AUC<sub>1</sub>,  $C_{max}$ )の平均値の差と 平均値の差の 90%信頼区間を表 5 に,参考パラメー タ( $T_{max}$ , AUC $_{\infty}$ , MRT, $k_{el}$ )の分散分析における 製剤間の検定結果を表 6 にそれぞれ示した。

評価パラメータの対数値の平均値の差の 90%信頼区間を求めた結果,AUC<sub>1</sub> が  $\log 0.8564 \sim \log 1.0128$ , $C_{max}$  が  $\log 0.9074 \sim \log 1.1268$  と,いずれも生物学的同等の許容域である  $\log 0.80 \sim \log 1.25$  の範囲にあり,生物学的に同等と判断された。また,参考パラメータの分散分析の結果,いずれのパラメータも製剤間に有意差(p < 0.05)は認められなかった。

以上のとおり、試験製剤と標準製剤は生物学的に 同等であると判断された。

# 4. 安全性

治験薬が投与された被験者 26 名を安全性の評価 対象とした。被験者 26 名において有害事象の発現 は認められなかった。なお、臨床検査値について は、基準値から逸脱した被験者が散見されたもの の、いずれも生理的変動または被験者固有の変動の 範囲内と考えられ、臨床上問題となる所見は認められなかった。

以上のことから、安全性について問題はないと判断した。

# Ⅲ. 考 察

トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」について、ガイドラインに従い、オゼックス®細粒小児用 15%を標準製剤として、生物学的同等性試験を実施した。この結果、血漿中未変化体濃度推移が十分に確認できたことから投与量に対する定量範囲の設定は適切であったと考えられた。採血ポイント、休薬期間についても、ガイドラインの基準を十分に満たしていたことから、試験デザインについては妥当であったと判断した。

評価パラメータである AUC および  $C_{max}$  の対数値の平均値の差の 90%信頼区間を求めた結果、いずれも生物学的同等の許容域である  $\log 0.80 \sim \log 1.25$  の範囲にあった。よって、試験製剤と標準製剤は生物学的に同等と判断された。

安全性については、生物学的同等性試験の実施中 に有害事象の発現は認められなかったことから、問 題はないと判断した。

以上より、トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」は、先発医薬品であるオゼックス®細粒小児用 15%と、臨床上の有効性および安全性に差はないと考えられた。

## まとめ

高田製薬㈱は、オゼックス®細粒小児用 15%の ジェネリック医薬品として、トスフロキサシントシ ル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」を開発した。

ガイドラインに従い、オゼックス®細粒小児用 15 %とトスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15 % 「タカタ」の生物学的同等性を評価した結果、両製剤は生物学的に同等と判断された。

以上より、トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用 15%「タカタ」は、先発医薬品であるオゼックス<sup>®</sup>細粒小児用 15%と、臨床上の有効性および安全性に差はないと考えられた。

#### 参考文献

- 1) オゼックス<sup>®</sup>錠 75・150, オゼックス<sup>®</sup>細粒小児用 15% の医薬品インタビューフォーム:富山化学工業㈱, 2011年2月改訂(改訂第14版)
- 2) 平成9年12月22日付医薬審第487号「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドラインについて」
- 3) 平成13年5月31日付医薬審発第786号「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について」
- 4) 平成 18 年 11 月 24 日付薬食審査発第 1124004 号「後発 医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改 正について」
- 5) 平成24年2月29日付薬食審査発0229第10号「後発 医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改 正について」